

事 務 連 絡

令和4年6月24日

一般社団法人日本旅行業協会 御中

一般社団法人全国旅行業協会 御中

観 光 庁

地域観光事業支援（需要創出支援）における旅行業者の取扱いについて

平素より観光行政の一層の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

都道府県の実施する割引等事業に対する国の財政支援（地域観光事業支援（需要創出支援））における旅行業者の取扱いにつきましては、別添の通り、令和4年6月23日付けで各都道府県に対して事務連絡を発出しておりますので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、傘下会員に対しましてご周知方よろしく願いいたします。

以上

事務連絡
令和4年6月23日

各都道府県担当部局 御中

観光庁

地域観光事業支援（需要創出支援）において
対象商品を販売する旅行業者の取扱いについて（周知）

平素より観光行政の一層の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

地域観光事業支援（需要創出支援）における旅行業者の取扱いについては、令和3年12月10日付け事務連絡「地域観光事業支援（需要創出支援）において対象商品を販売する旅行業者の取扱いについて（周知）」において、例えば、インターネット上だけで取引を行う旅行業者（OTA）や、対象都道府県に所在しない旅行業者が販売する旅行を対象とするなど、多くの利用者にとって公平に購入可能な販売方法が提供されるために必要な措置を講じていただきたい旨周知し、交付要綱においても同様の趣旨を規定上盛り込んでいるところです。

今般、全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）を実施するにあたり、改めて下記のとおり周知いたします。

記

各都道府県が全国を対象とする割引等事業を実施する際には、多くの利用者にとって公平に購入可能な販売方法が提供されるために、全国の旅行業者によって、対象都道府県を目的地とする旅行商品が販売される必要があります。そのため、以下の点に留意して事業を実施していただきたいと考えております。

- （１）多くの旅行業者が各都道府県の実施する割引等事業に参画することを踏まえ、旅行業者に過度の負担がかからないよう工夫を行うこと。
- （２）複数の都道府県にまたがる旅行については宿泊数に応じた補助となることに鑑み、

割引やクーポン券等の付与に際し、同一内容の申請を都道府県ごとに行う必要が生じるなどの煩雑な手続きが生じないように、旅行業者がスムーズに手続きを行える環境を整備すること。

上記の点を充足する方策として、全国の旅行業者からの申請等を一括して受け付ける、いわゆる統一窓口の設置に係る議論が進められているものと承知しております。当庁としては、こうした取組は旅行業者の負担軽減のみならず、都道府県にとっての負担軽減や利用者の利便性向上に繋がるものであり、また、多くの利用者にとって公平に購入可能な販売方法の提供に資するものと考えており、これまでの観光需要喚起策の実施において得られた知見の共有も含め、こうした取組に最大限協力したいと考えております。各都道府県におかれては、統一窓口の活用も含め、迅速かつ円滑な事業実施に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

以上